

令和8年度版

湯沢市  
商工業者のための  
事業支援ガイドブック



ゆざわジオパークキャラクター  
「しず小町」



## 補助金活用のポイント

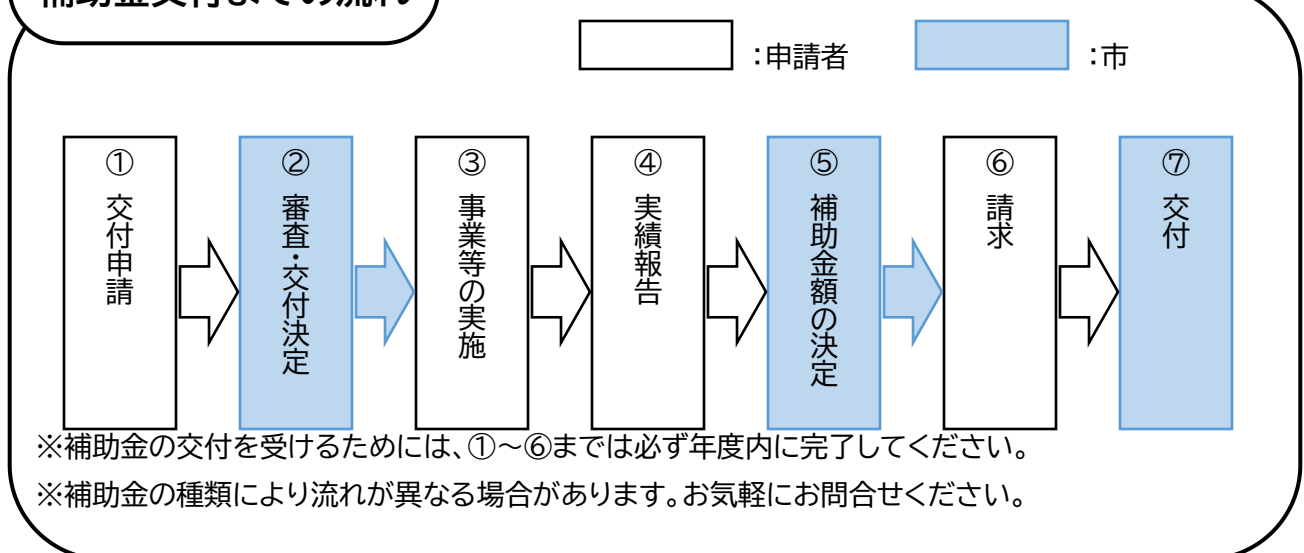
次の3つのポイントを基に、補助金を有効に活用しましょう!

- ① 補助金は、市の政策ごとに様々なジャンルで募集されています。それぞれの補助金の目的・趣旨を把握し、事業に合う補助金を見つけましょう。
- ② 必ずしもすべての経費が補助される訳ではありません。事前に募集要項等で補助対象となる経費・補助の割合・上限額などを確認しましょう。
- ③ 補助金の交付・金額は交付申請時の審査と実績報告後の検査によって決定します。審査には申請が必要です。ポイントを分かりやすくまとめて申請しましょう。

※各補助金は予算がなくなり次第終了しますので申請前に必ずご確認ください。

また、利用状況・経済情勢により適宜見直しを行っており、補助金制度の開始から概ね3年以内に改正又は廃止となる場合があります。

### 補助金交付までの流れ



### ○ 中小企業者の定義

業種分類	要件
製造業その他	資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下
卸売業	資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下
小売業	資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下
サービス業	資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下

### ○ 小規模企業者の定義

業種分類	要件
製造業その他	従業員 20 人以下
商業・サービス業	従業員 5 人以下

## ～目次～

### 第1章 融資制度を活用したい！

- 中小企業振興資金(マルゆ) ～中小企業の経営を応援～ …4
- 地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資) ～新規雇用と設備投資等を応援～ …5

### 第2章 起業したい！新しく店舗を構えたい！

- 創業スタートアップ補助金 ～起業に係る初期投資を応援～ …7
- 創業者融資信用保証料補給金及び利子補給金 …8  
～創業資金融資の返済を応援～
- 中心商店街等振興事業補助金 ～中心商店街の空き店舗活用を応援～ …9

### 第3章 経営革新に取り組みたい！

- 新事業チャレンジ補助金 ～テストマーケティングを応援～ …10
- つくる力売る力向上支援事業補助金 ～商品開発・販路拡大を応援～ …12

### 第4章 人材育成に取り組みたい！

- ふるさと企業基幹技術継承支援補助金 ～基幹技術の継承を応援～ …14

## 第5章 設備投資をしたい！

- ふるさと企業振興補助金 ～設備投資・資格取得等を応援～ …15
- 情報関連企業誘致促進補助金～情報関連企業の新設を応援～ …17
- 工業等振興条例用地取得補助金～工場等の新設・増設を応援～ …18

## 第6章 税制優遇制度を活用したい！

- 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税等の課税標準の特例 …19  
～生産性向上のための設備投資を応援～
- 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税 …20  
～本社機能の移転と拡充を応援～
- 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除 …21  
～製造・情報サービス業・農林水産物等販売業・旅館業の設備投資を応援～

# 中小企業振興資金(マルゆ)

## ～中小企業の経営を応援～

### 対象者

市内で事業を営む方で、次のいずれかに該当する者

- ① 市内に1年以上住所又は事業所を有する中小企業者かつ、市税を完納している者
- ② 市長が特に湯沢市の産業振興上寄与すると認めた者

※市税の課税がない事業者の場合は、商工課にご相談ください。

### 融資額等

#### (1)融資限度額及び融資比率

一般事業資金……2,000万円 1.75%以内(※ 用途:中小企業者の運転資金及び設備資金)  
小口事業資金……2,000万円 1.55%以内(※ 用途:小規模企業者の運転資金及び設備資金)

#### (2)信用保証料

0%(保証料は市が全額負担)

#### (3)貸付対象期間

10年以内(2年以内の据置期間を含む)

#### (4)連帯保証人

個人事業者の場合は不要。法人の場合は代表者のみ。(場合によっては不要。)

### 取扱金融機関

秋田銀行県内各本支店／北都銀行県内各本支店／羽後信用金庫県内各本支店

#### <参考>セーフティネット保証制度

経営安定に支障を生じている中小企業者について通常の保証限度額とは別枠で保証を行う国の制度です。

詳しくはお近くの金融機関にお問い合わせください。

# 地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)

## ～新規雇用と設備投資等を応援～

### 対象者

法人格を有する民間事業者や第三セクター(国・地方公共団体の100%出資、出損は除く)  
※金融業を営む者(銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等)は除く。

### 対象事業

対象者が実施し、湯沢市が策定する「地域振興民間能力活用事業計画」に位置づけられ、下記の要件をすべて満たす事業。

- (1)事業の特長  
公益性、事業採算性等の観点から実施されるもの。
- (2)雇用の確保  
事業地域内において、1人以上の新たな雇用確保が見込まれること。
- (3)用地取得にかかる制限  
用地取得等を貸付対象事業とする場合には、用地取得等契約後5年以内に対象事業の営業が開始されること。

#### 【除外される事業】

- ・ 第三者に売却または分譲することを予定する施設。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供される施設。

### 融資対象費用

- (1)設備の取得等にかかる費用  
施設・建物の建設、取得、整備、改良もしくは補修及び土地の取得、造成等のほか、これらと併せて取得される無形固定資産。  
土地の取得費については、設備の取得等にかかる費用の1/3を限度に算入することができる。
- (2)試験研究開発費等、当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用  
対象事業の着工後から完了までに、当該事業にかかる試験研究や開発に要する費用及び営業開始のために支出する費用等のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料等に該当するもの。  
付随費用への貸付額の割合は、当該対象事業1件あたりの貸付額の総額20%未満とする。ただし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、貸付額の総額の50%未満とする。
  - ・試験研究開発用資産の取得等にかかる費用と当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用を融資対象費用とする場合。
  - ・ソフトウェア開発事業又は情報処理・情報サービス事業の場合。

## 融資額等

- (1) 融資額  
融資対象費用の総額から補助金の額を控除した額に融資比率(60%)を乗じた額(100万円単位)。貸付下限額はおおむね100万円である。
- (2) 貸付利率  
無利子
- (3) 貸付対象期間  
連続する4年以内
- (4) 償還期間  
貸付けから20年以内(5年以内の措置期間を含む。)
- (5) 償還方法  
元金均等半年賦償還
- (6) 民間金融機関等借入金  
民間金融機関の協調融資を必要とする。  
(民間金融機関からの融資、国や都道府県の制度融資、グループ会社からの借入れも含む。)

## 債権の保全

貸付けにかかる債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関の確実な連帯保証を必要とする。

# 創業スタートアップ補助金

## ～起業に係る初期投資を応援～

### 対象者

今まで事業を営んでおらず、市内で新たに個人事業主または法人として起業する者で、次の①～④すべてに該当する者。

- ① 市内に住所を有している個人または市内を所在地とする法人
- ② 市税の滞納がない者
- ③ 湯沢商工会議所及びゆざわ小町商工会または秋田県よろず支援拠点を利用し、起業が確実である具体的な計画を有しており、起業後も伴走支援を受ける者
- ④ 許認可等を要する業種を起業する者については、既に当該許認可等を受けている者または当該許認可等を受けることが確実と認められる者

※対象外となる者

- ・暴力団の構成員または暴力団に協力、関与する者
- ・過去に湯沢市起業サポート補助金の交付を受けている者
- ・その他、対象外となる業種があります。

### 対象事業

次の①～⑤すべてに該当する事業。

- ① 新たに事業所を開設する事業計画であること
- ② 経済性・事業継続性の高いビジネスモデルであること
- ③ 独自性のある事業（フランチャイズ・チェーンに加盟しないこと）
- ④ 当該年度中に完了する事業
- ⑤ 農林漁業、医療業（病院等）、金融保険業、風俗営業などの業種に該当していない事業

### 補助金額等

新たに事業所を開設する事業及び起業に伴う宣伝広告を行う事業に係る経費

科目	対象経費	補助率	補助限度額
拠点費	事業所取得費（事業の拠点となる車両を含む）、内外装・設備・看板設置等工事費	1/2	150万円
備品費	じゅう器、機械器具等購入費（営業車両等事業以外の用途に利用可能な車両を除く）		
広告費	新聞広告、チラシ作成・配布その他宣伝広告に必要とする経費		

### 申請受付

随時申請を受け付けています。申請受付後、審査会を開催し、交付の可否について決定します。

# 創業者融資信用保証料補給金及び利子補給金

## ～創業資金融資の返済を応援～

### 対象者

次の①～③すべてに該当する者

- ① 融資を受ける時点で、新たに創業する者、または創業後1年を経過していない者
- ② 市内に主たる事業所を有し、または設置しようとする者
- ③ 市税を滞納していない者

### 補助対象資金

補給金の対象となる融資資金は、秋田県信用保証協会の信用保証が付された融資資金であって、次のいずれかに該当する資金。

- ① 秋田県中小企業融資制度のうち、秋田県創業支援資金
- ② 民間の金融機関が行う創業者を対象とした融資資金であって、①に準ずるものとして市長が認める資金

※複数の融資を受けている場合は、一つの融資のみ対象

### 補助金額

信用保証料補給金……秋田県信用保証協会に支払った全額（交付対象期間：最長10年間）

利子補給金……金融機関に支払った全額（交付対象期間：2年間）

#### 【留意点】

- ・補給金は、延滞に係るものを除きます。
- ・補給対象期間内でも補給を中止する場合があります。
- ・繰上償還などにより信用保証協会から信用保証料の返戻金が生じた場合は、その額を湯沢市に返還しなければなりません。

### その他

毎年1月から12月までに支払った信用保証料及び利子について、翌年の1月末まで市に申請

# 中心商店街等振興事業補助金

## ～中心商店街の空き店舗活用を応援～

1 融資制度

2 起業支援

3 経営革新

4 人材育成

5 設備投資

6 優遇制度

### 対象者

次の①、②いずれも該当する中小企業者

- ①市内中心商店街(四商店街)に存し、3か月以上入居者のいない店舗を、2年以上賃貸借契約すること
- ②当該区域の商店街協同組合や振興組合等に参加すること

※補助対象者は市内中心商店街組合です。組合が出店者を支援する場合、その費用に対し市が補助します。

※中小企業者とは、中小企業基本法に基づきます。

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人等は含まれません。

### 補助金額等

#### ① 賃借料補助

当該空き店舗の賃借料の一部を補助する。

補助率	補助限度額
開店の月から 12 カ月まで 1/2	月額 10 万円
13 カ月から 24 カ月まで 1/4	月額 5 万円

※対象外経費：共益費、敷金、礼金、不動産仲介料、光熱水費等

#### ② 改装費補助

店舗等の用に供するため、当該空き店舗の全面または一部を改修する場合の、経費の一部について補助する。ただし、次に掲げるすべての要件を満たす改修工事であること。

【要件】

- ・1回限りの改装であること
- ・総工事費が 10 万円を超えること

対象経費	補助率	補助限度額
工事施工された箇所が店舗に設置、固定されているもので、移動できないものにかかる経費 (内外装工事、屋内外給排水・空調・電気・照明設備工事、看板設置 等)	1/2	150 万円

※対象外経費：什器・備品(イス・棚等)、ショウケース等で移動可能なもの、建物の取得費及び移転補償に要する経費、家主が支払う工事代金等

※工事請負業者は原則として、市内事業者のみ

### その他

事業着手前に市に申請が必要です。

# 新事業チャレンジ補助金

## ～テストマーケティングを応援～

1  
融資制度

2  
起業支援

3  
経営革新

4  
人材育成

5  
設備投資

6  
優遇制度

### 対象者

市内に事務所または事業所を有する法人または、市内で事業を営む個人事業者(個人事業者の場合は、市内に住所を有する者に限る)で、中小企業支援団体※1の伴走支援を受け、新事業活動※2を行うとするとする者。

※1「中小企業支援団体」とは…

商工会や商工会議所、都道府県中小企業団体中央会、観光協会等の支援事業を行っている団体

※2「新事業活動」とは…

これまで行ってきた既存の事業とは異なる企業活動で、以下の5つの分類に該当するもの。

- (1) 新商品の開発または新商品の生産
- (2) 新たなサービスの開発または新たなサービスの提供
- (3) 商品を生産または販売するための、新たな仕組みの導入
- (4) サービスを提供するための、新たな仕組みの導入
- (5) 技術に関する研究開発と、その成果の利用

※「新商品」には、既存商品に軽微な変更を加えたものは含まれません。

### 対象事業

既存事業とは異なる新事業活動に取り組むためのテストマーケティングで、中小企業支援団体の助言を受けた事業。

### 補助金額

補助率	補助限度額
1/2	30万円

※外注費は1/2の額、旅費交通費は1/2の額、または次の表に示す額のいずれか低い方を補助対象経費とする。

## 対象経費

経費名	補助対象経費内訳
研究開発費	<p>試作品の開発等に要する経費で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 助言を受けるために依頼した専門家に対し支払う謝金、旅費等</p> <p>(2) 試作品の開発に必要な原材料の購入費</p>
広告宣伝費	<p>テストマーケティング等に要する経費で、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) パンフレット、動画、写真等の広告媒体の制作費用</p> <p>(2) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ウェブメディア等の広告媒体への広告掲載費用</p> <p>(3) 展示会等への出展費用</p>
旅費交通費	<p>テストマーケティング等のための旅行に要する経費で、視察、調査、展示会等への参加等に要する交通費、宿泊費等をいい、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。</p> <p>(1) 国内旅行 1人当たり4万円、総額12万円</p> <p>(2) アジア地域への海外旅行 1人当たり10万円</p> <p>(3) アジア地域以外への海外旅行 1人当たり15万円</p>
通信運搬費	<p>テストマーケティング等に要する経費で、試作品、広告媒体等を移送するための郵送料、運搬料等をいう。</p>
支払手数料	<p>テストマーケティング等に要する経費で、通訳料、翻訳料等をいう。</p>
外注費	<p>テストマーケティング等に要する経費で、加工、設計、デザイン、検査等を外部の事業者が発注する場合に生ずる経費をいう。</p>
賃借料	<p>テストマーケティング等に要する経費で、展示会、イベント等を開催する場合において、会場、備品、車両等の借上げに要する経費</p>
雑費	<p>上記の経費区分には当てはまらないが、事業遂行のために不可欠な費用。</p>

1 融資制度

2 起業支援

3 経営革新

4 人材育成

5 設備投資

6 優遇制度

## その他

審査・認定の日程は市ホームページをご確認ください。

# つくる力売る力向上支援事業補助金

## ～商品開発・販路拡大を応援～

1 融資制度

2 起業支援

3 経営革新

4 人材育成

5 設備投資

6 優遇制度

### 対象者

経営革新計画の承認※1またはふるさと企業革新計画の認定※2を受け、新事業活動※3を実施する法人または個人事業者のうち、市内に事業所を有し、将来にわたって市の産業振興や地域活性化のために貢献しようとする意思を持つ者。

#### ※1「経営革新計画」とは…

中小企業等経営強化法に規定する経営改革に関する計画で、中小企業の「新事業活動」について「実現性がある数値目標」を具体的に定めた中期的な経営計画をいう。

申請先：秋田県産業労働部地域産業振興課

#### ※2「ふるさと企業革新計画」とは…

商工会議所、商工会等からの助言を受け実施する新事業活動により業績の向上を目指す経営計画で、湯沢市長が認めたものをいう。

申請先：湯沢市産業振興部商工課物産振興班

#### ※3「新事業活動」とは…

これまで行ってきた既存の事業とは異なる企業活動で、以下の5つの分類に該当するもの。

- (1) 新商品の開発または新商品の生産
- (2) 新たなサービスの開発または新たなサービスの提供
- (3) 商品を生産または販売するための、新たな仕組みの導入
- (4) サービスを提供するための、新たな仕組みの導入
- (5) 技術に関する研究開発と、その成果の利用

※「新商品」には、既存商品に軽微な変更を加えたものは含まれません。

### 対象事業

経営革新計画またはふるさと企業革新計画において認定を受けた事業

※他の補助金の交付対象となっている事業または前年度以前に既にこの補助金の交付を受けている事業(2回目申請時)は対象外。

### 補助金額

申請回数	補助率	補助限度額
1回目	2/3	100万円
2回目	1/2	50万円

※2回目の申請は、1回目の翌年度以降

※補助対象経費のうち、外注費については補助対象経費の総額の1/2の額が上限となります。

## 対象経費

経費名	補助対象経費内訳
研究開発費	新商品開発等のために要する経費で、次に掲げるものをいう。 (1) 助言を受けるために依頼した専門家に対し支払う謝金、旅費等 (2) 試作品の開発に必要な原材料の購入費 (3) 工具器具備品の購入費
広告宣伝費	販路開拓のために要する経費で、次に掲げるものをいう。 (1) パンフレット、動画、写真等の広告媒体の制作費用 (2) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、ウェブメディア等の広告媒体への広告掲載費用 (3) 展示会等への出展費用
旅費交通費	新商品開発等または販路開拓のための旅行に要する経費で、視察、調査、展示会等への参加等に要する交通費、宿泊費等をいい、1回の旅行につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 国内旅行 1人当たり4万円、総額12万円 (2) アジア地域への海外旅行 1人当たり10万円、総額20万円 (3) アジア地域以外への海外旅行 1人当たり15万円、総額30万円
通信費	新商品開発等または販路開拓に要する経費で、試作品、広告媒体等を移送するための郵送料、運搬料等をいう。
支払手数料	新商品開発等または販路開拓に要する経費で、次に掲げるものをいう。 (1) 新商品等の開発成果の事業化に当たり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用、翻訳料等 (2) 販路開拓に要する通訳料、翻訳料等
外注費	新商品開発等または販路開拓に要する経費で、加工、設計、デザイン、検査等を外部の事業者が発注する場合に生ずる経費をいう。
賃借料	新商品開発等または販路開拓に要する経費で、次に掲げるものをいう。 (1) 容易に移動できる装置機械装置、プレハブ等の構築物等の借上げに要する経費 (2) 展示会、イベント等を開催する場合において、会場、備品、車両等の借上げに要する経費
雑費	上記の経費区分には当てはまらないが、事業遂行のために不可欠な費用。

1 融資制度

2 起業支援

3 経営革新

4 人材育成

5 設備投資

6 優遇制度

## その他

経営革新計画の承認またはふるさと企業革新計画の認定を受けた方に限り、随時申請を受付します。

# ふるさと企業基幹技術継承支援補助金

## ～基幹技術の継承を応援～

1 融資制度

2 起業支援

3 経営革新

4 人材育成

5 設備投資

6 優遇制度

### 対象者

次の①～④すべてに該当する中小企業者及び小規模企業者

①市内に事務所または事業所を有すること

②基幹技術者を雇用していること

※「基幹技術者」とは…

基幹技術(ふるさと企業の事業継続に欠くことのできない製造技術等であって、ものづくり基盤技術振興基本法施行令(平成11年政令第188号)第1条に規定する技術のうち、木工製品、食品、酒類等の製造等に用いられるもので、習得に相当の期間を要すると認められるもの)を習得している在職者のこと。

③後継技術者を、常用雇用者として期限を定めず雇用していること

※「後継技術者」とは…

市内に居住し、基幹技術者の指導を受け、基幹技術の習得及び維持継承をする意思を有する在職者のこと。

④市税等に滞納がないこと

### 補助金額等

補助対象経費	補助率	補助上限
基幹技術者の給与 (最大36月分)	1/2	基幹技術者1人当たり 1月～24月まで 月額10万 25月～36月まで 月額5万

### その他

事業着手前に市に申請が必要です。

# ふるさと企業振興補助金

## ～設備投資・資格取得等を応援～

### 対象者

次の①～③すべてに該当する者

- ①ふるさと企業(市内に事務所または事業所を有する中小企業者及び小規模企業者)
- ②市税等の滞納がない者
- ③各事業について以下の要件を満たす者

対象事業	要件
設備投資	<p>中小企業等経営強化法の規定により市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき設備等を導入すること</p> <p>※ 詳細は 19 ページの「中小企業等経営強化法に基づく固定資産税等の課税標準の特例」を御確認ください。</p>
省エネルギー設備導入	<p>省エネルギー診断の内容に基づき、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備を導入、改修工事をする</p> <p>※ 省エネルギー診断は、登録診断機関や専門員等が実施する制度をご活用ください(診断に要する費用は実費でご負担いただきます)</p>
自家消費型発電設備等導入	<p>省エネルギー診断の内容に基づき、自ら事業に使用する電力の自家消費のため太陽光発電設備、蓄電設備を導入すること</p> <p>※ 省エネルギー診断は、登録診断機関や専門員等が実施する制度をご活用ください(診断に要する費用は実費でご負担いただきます)</p>
操業環境整備	<p>&lt;ふるさと企業&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 常用雇用者数 10 人以上であり、過去3年間常用雇用者数を維持していること</li> <li>② 300 万円以上の浄化槽又は排水処理設備を導入すること</li> </ol> <p>&lt;湯沢市工業等振興条例奨励措置適用事業所&gt;</p> <p>浄化槽を導入すること</p>
立地環境整備	<p>湯沢市工業等振興条例奨励措置適用事業所が、成沢工業団地に直接事業の用に供する工場等を建設するための基礎杭工事または地盤改良工事を行うこと</p>
資格取得支援	<p>従業員の人材育成のため、計画的かつ積極的に、次のいずれかの資格取得、技能検定を行うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座</li> <li>② 労働安全衛生法による免許、技能講習、特別教育及び安全衛生教育</li> <li>③ 職業能力開発促進法による技能講習、検定など</li> <li>④ 道路交通法による第一種運転免許(大型免許、中型免許、けん引免許及び大型特殊免許に限る。)及び第二種運転免許</li> </ol>

1 融資制度

2 起業支援

3 経営革新

4 人材育成

5 設備投資

6 優遇制度

## 補助金額等

事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限
設備投資	機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物付属設備、ソフトウェアの取得費	1/2	200万円
省エネルギー設備導入	省エネルギー設備の導入、改修工事経費	30%	100万円
自家消費型発電設備等導入	太陽光発電設備、蓄電設備の導入経費※1	電力量 kW・kWh 当たり 5万円	500万円
操業環境整備	浄化槽又は排水処理設備の導入経費※1	30%	5,000万円
立地環境整備	基礎杭工事または地盤改良工事経費	2/3	5,000万円
資格取得支援	資格取得、技能検定に要する経費	従業員1人当たりに係る経費の1/2	10万円/従業員1人 30万円/1事業所

※1 「自家消費型発電設備等導入事業」、「操業環境整備事業」は、申請の3ヶ月前までにご相談ください。

## その他

- 事業着手前に市に申請が必要です。
- 年度内に同一事業者が同一事業に複数回申請することはできません。

# 情報関連企業誘致促進補助金

## ～情報関連企業の新設を応援～

### 対象者

市外の企業で市内に新たに本社または事業所を設置する情報関連事業※<sub>1</sub>を営む中小企業であつて、次に掲げる項目に該当する企業

- ① 操業開始から1年以内に、新たに雇用した常用雇用者の人数が5人に達し、操業開始から3年を経過するまで継続してその人数以上であること
- ② 指定申請から1年以内に操業を開始すること

※<sub>1</sub> 日本標準産業分類の大分類 G 情報通信企業のうち情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・情報サービス業)、インターネット付随サービス業または映像・音声・文字情報制作業(映像情報製造・配給業)に属する事業。

### 補助金額等

新たな事業所の開設に係る経費のうち、別表に掲げる経費(消費税および地方消費税を除く。)

科目	対象経費	補助率	補助上限
拠点費	事業所取得費、内外装設備改修費、看板設置等工事費	1/2	1,500万円
備品費	機械器具等購入費		

### 申請手順

- ① 補助対象事業着手前に、その内容を含み指定の申請をしてください。
- ② 補助対象企業としての指定が決定してから、補助対象事業を実施してください。
- ③ 補助対象事業完了後に交付申請と実績報告をしてください。
- ④ 実績報告後に補助金を交付します。

※操業開始後も市の求めに応じ状況報告を提出してください。

1  
融資制度

2  
起業支援

3  
経営革新

4  
人材育成

5  
設備投資

6  
優遇制度

# 工業等振興条例用地取得補助金

## ～工場等の新設・増設を応援～

### 対象者

奨励措置の適用事業所の指定を受ける企業であって、次に掲げる全ての項目に該当する企業

項目	指定基準
用地面積	1 新設の場合 用地の取得面積が、3,000㎡以上。 2 増設の場合 用地の取得面積が、2,000㎡以上。 ただし、同一敷地内に増設する場合は、2,000㎡以上の遊休地がある場合は、この限りでない。
従業員数	1 工場等 ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が20人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が10人以上であること。 2 特認施設(運輸業、卸売業及びサービス業等) ア 新設の場合 操業開始日において新規雇用者の数が10人以上であること。 イ 増設の場合 増築に係る施設の操業開始日において新規雇用者の数が5人以上であること。
設備投資額	1 工場の場合 工業生産設備でこれを構成する固定資産の取得価格の合計額が2,000万円を超える新設または増設。 2 ソフトウェア事業所、研究施設及び特認施設の場合 直接事業に供する土地建物、附属設備等の固定資産に係る設備投資額が2億円を超える新設または増設。

### 奨励措置

○固定資産税の課税の免除

適用範囲……施設にかかる固定資産税の全額

適用期間……操業開始後、課税年度を初年度とし3年間

事業計画に基づいて、生産設備として翌年以降に設置される償却資産については、2年間を限度として延長することができる。

○用地取得補助金の交付

補助金額……用地取得額に0.5を乗じた額(補助限度額 5,000万円)

適用期間……用地取得から1年以内に工場等または特認施設の建設に着手すること

### その他

事業着手前に市に申請が必要です。

# 中小企業等経営強化法に基づく固定資産税等の課税標準の特例

## ～生産性向上のための設備投資を応援～

1 融資制度

2 起業支援

3 経営革新

4 人材育成

5 設備投資

6 優遇制度

### 対象者

次の①～③すべてに該当する者

- ①資本金1億円以下の法人または従業員数1,000人以下の個人事業主等  
(大企業の子会社等を除く)
- ②先端設備等導入計画※1の認定を受けた者
- ③市税の滞納がない者

※1「先端設備等導入計画」とは…

中小企業等経営強化法において規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。労働生産性の年平均3%以上の向上が見込まれることが要件となります。湯沢市における中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の認定期間は「令和7年7月23日～令和9年7月22日」です。

### 対象設備

設備の種類	最低価額(1台あたり)	投資利益率要件
機械装置	160万円以上	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された設備
測定工具及び検査工具	30万円以上	
器具備品	30万円以上	
建物付属設備	60万円以上	

※償却資産として課税されるものに限る。

### 特例内容

- ①計画中に1.5%以上の賃上げ表明に関する記載がある場合  
→3年間設備投資に係る固定資産税を2分の1に軽減
- ②計画中に3%以上の賃上げ表明に関する記載がある場合  
→5年間設備投資に係る固定資産税を4分の1に軽減

### 申請～特例適用まで

- ①先端設備等導入計画を作成し、市の認定を受ける。
- ②先端設備等を取得する。
- ③市へ償却資産に係る税務申告を行う。

# 地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税

## ～本社機能の移転と拡充を応援～

### 対象特定業務施設

- ・事務所(管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門のいずれかを有するもの)
- ・研究開発施設
- ・研修施設

### 対象事業の区分

- ・移転型事業…東京23区にある本社機能を湯沢市に移転する事業
- ・拡充型事業…湯沢市にある本社機能を拡充する事業(東京23区以外からの移転を含む。)

### 助成内容

「特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業所に対し、固定資産税を課すべき3年度分について次の表の税率を適用

区分	1年目	2年目	3年目	4年目以降 (本来の税率)
移転型	0/100	0.35/100	0.7/100	1.4/100
拡充型	0/100	0.467/100	0.933/100	1.4/100

### 国・県などの特例措置

債務保証や法人税の控除があり、県税では事業税、不動産取得税、固定資産税の不均一課税があります。

さらに、移転経費などを助成する本社機能促進補助金などがあります。

### 申請手順

- ② 県から「特定業務施設整備計画」の認定を受ける。(窓口:秋田県産業労働部産業集積課)
- ③ 不均一課税を受けようとする年度の1月31日まで市に申請を行う。

# 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除

## ～製造・情報サービス業・農林水産物等販売業・旅館業 の設備投資を応援～

1  
融資制度

2  
起業支援

3  
経営革新

4  
人材育成

5  
設備投資

6  
優遇制度

### 対象者

製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業または旅館業の用に供する設備を取得等した青色申告書を提出する法人または個人

取得等…取得または製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修(増築、改築、修繕または模様替をいう。)のための工事による取得または建設を含みます。

### 対象資産

- ① 取得価格の合計額が下表の金額を超える減価償却資産であること。

業種	設備投資額
製造業または旅館業	500万円 (資本金の額が5,000万円を超え1億円以下の法人の場合1,000万円、1億円を超える法人の場合2,000万円)
情報サービス業等または農林水産物等販売業	500万円

- ② 令和9年3月31日までに新設または増設した次の固定資産であること。

(ア) 家屋：製造ラインや関連施設のある工場、旅館用またはホテル用の建物等

(イ) 償却資産：直接事業の用に供する『機械及び装置』。

(ウ) 土地：家屋の敷地である土地で、取得の日の翌日から起算して1年以内に、当該建物の建設に着手した土地で直接製造の用に供する部分。

### 助成内容

当該設備を新設または増設した日の翌年(当該日が1月1日である場合は、当該日の属する年)からの3年間免除となります。

### その他

適用期間中(3年間)は、毎年1月31日(土日の場合は翌開庁日)までに申請が必要となります。提出書類につきましては、市税務課まで提出いただきますようお願いいたします。

## ～お問い合わせ～

### ○湯沢市産業振興部商工課

〒012-8501

秋田県湯沢市佐竹町 1-1

tel : 0183-73-2135(物産振興班)

0183-55-8186(商工労政班)

fax : 0183-79-5057

<https://www.city-yuzawa.jp/>



### ○湯沢商工会議所

〒012-0826

秋田県湯沢市柳町 1-1-13

tel : 0183-73-6111 fax : 0183-73-2900

[https:// www.yuzawacci.or.jp/](https://www.yuzawacci.or.jp/)



### ○ゆざわ小町商工会

【本所】

〒012-0105

秋田県湯沢市川連町字平城下 23-2

tel : 0183-42-2163 fax : 0183-42-4843

<https://yuzawakomati.com/>



【雄勝支所】

〒019-0204

秋田県湯沢市横堀字小田中 5-2 横堀交流センター内

tel : 0183-52-3137 fax : 0183-52-4511